



様式第11号（第30条関係）

第 3 号

一般廃棄物処理業許可証

株式会社 大進緑建
代表取締役 森 尻 潤 殿

令和4年6月10日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、奥多摩町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第49条の規定により、下記のとおり許可する。

令和4年6月20日

奥多摩町長 師 岡 伸 公



記

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 廃棄物の種類 | 木くず |
| 2. 収集・運搬・処分の区分 | 収集・運搬 |
| 3. 収集・運搬の区域 | 奥多摩町全域 |
| 4. 許可期限 | 令和6年6月19日 |
| 5. 許可条件 | |
- 1) 関係法令及び条例を厳守すること。
 - 2) 一般廃棄物の排出にあたっては、減量に努め、分別して排出すること。
 - 3) 収集運搬に際しては、細心の注意を払い、交通の妨害や地域住民に迷惑のかからないよう配慮すること。